

「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」の概要

1. ガイドラインの趣旨

- 公益通報者保護法（平成16年6月公布、平成18年4月施行）を踏まえ、国の行政機関において、**内部の職員等及び外部の労働者等からの通報を適切に取り扱うため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた指針。**
- 国会の附帯決議において、行政機関の適切な通報対応を確保するためのガイドラインの作成等が求められたこと等を踏まえ、平成17年7月に関係省庁間の申合せにより策定。

2. 改正の経緯

- 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に、制度の見直しを含む必要な検討を早急に行うこと等が盛り込まれたことを踏まえ、平成27年6月から「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（座長 宇賀克也東京大学法学部教授）を開催。
- 検討会「最終報告書」（平成28年12月）の提言を踏まえ、**消費者庁においてガイドライン（内部・外部）の改正案を策定し、所要の調整を経た上で、平成29年3月21日に関係省庁間で申合せ・公表。**

3. 主な改正の内容

- 通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えいなど、**国の行政機関における不適切な通報対応を防止し、通報に適切に対応することを促す**ため、検討会報告書の提言を踏まえ、以下の事項について、**ガイドラインの内容を大幅に見直し・拡充。**

① 通報への適切な対応の確保

- 「**公益通報**」以外の通報の取扱いの適正化
- 柔軟・適切な通報対応の促進（「**真実相当性の要件**」の明確化等）
- 調査方法等の適正性の確保**
- 消費者庁から各行政機関に対する必要な協力要請等

② 通報対応状況の透明性の向上

- 通報対応状況に関する**通報者へのフィードバック**の強化
- 意見・苦情等への迅速・適切な対応等

③ 通報者保護の徹底

- 通報に係る秘密保持及び個人情報**の漏えい等の防止の徹底
- 匿名通報の取扱いの適正化
- 通報者に対するフォローアップの強化等

④ 通報対応スキルの向上

- 担当者への十分な**教育・研修等の実施**
- 定期的な研修・説明会の実施等を通じた**全ての職員等への周知**
- 各行政機関が行う周知・研修等への消費者庁の協力等

⑤ 事業者・労働者等への周知

- 各行政機関の所管事業に係る事業者及び労働者等への制度の周知<外部>
- 契約や補助金等交付の相手方**事業者の内部通報制度の整備促進**<外部>等

⑥ 通報対応の仕組みの評価・改善

- 職員や第三者の意見等を踏まえた**定期的な評価・点検、継続的な制度の改善**
- 通報対応の仕組みの運用状況に関する情報の公表等

4. 今後の予定

- 平成29年度のできるだけ早期に、関係省庁において改正ガイドラインを踏まえた内部規程の改正等**を行った上で、制度の整備・改善を順次進めていく予定。